

議員提出議案第4号

綾瀬市議会会議規則の一部を改正する規則

このことについて、地方自治法第112条及び綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

令和3年9月28日提出

綾瀬市議会議長 橘川佳彦 殿

提出者	綾瀬市議会議員	比留川	政彦
賛成者	同	井上	賢二
同	同	古市	正
同	同	武藤	俊宏
同	同	笠間	功治
同	同	内山	恵子
同	同	安藤	多恵子
同	同	上田	博之

## 綾瀬市議会会議規則の一部を改正する規則

綾瀬市議会会議規則（平成2年綾瀬市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第116条」の次に「・第117条」を加える。

第112条中「印刷して」を削る。

第116条を第117条とし、第16章中同条の前に次の1条を加える。

（配布に代わる措置）

第116条 第20条、第85条第1項及び第112条の規定にかかわらず、議長は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより議員が議事日程、請願文書表及び会議録を閲覧できる状態に置く措置を講ずることをもって、これらの文書の議員への配布に代えることができる。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（提案理由）

会議における情報通信機器の使用及び資料の電子化を実施することに伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。